

物価高騰重点支援給付金（低所得者の子育て世帯への加算） （18歳以下の児童1人あたり5万円）のご案内

- 物価高騰重点支援給付金（低所得者の子育て世帯への加算）**（18歳以下の児童1人あたり5万円）**は、住民税均等割非課税または均等割のみ課税世帯の子育て世帯を支援する新たな給付金です。
- 本給付金を受給するためには、**原則手続きは必要ありません。**
（※住民票が別の世帯に居住する児童を扶養している場合など、一部申請が必要な場合があります。）

給付金の支給額

- 18歳以下の児童（*）1人あたり**5万円**
（※この給付金は、差押禁止等及び非課税となっています。）
- （*）18歳以下の児童
平成17年4月2日以降に生まれた児童

給付金の支給時期

- ◆申請不要の世帯
令和6年3月26日（火）より順次振込します。
- ◆申請が必要な世帯
受理した日から2～3週間後が目安で振込します。

支給対象

- 「物価高騰重点支援給付金（住民税均等割非課税世帯への給付）」または「物価高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯支援給付金）※」を受給した世帯のうち、同一世帯内で18歳以下の児童を扶養している世帯
※物価高騰重点支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯への給付）は今後順次実施する予定です。

給付金の支給手続き

●申請不要の世帯

物価高騰重点支援給付金（「住民税均等割非課税世帯への給付」または「住民税均等割のみ課税世帯への給付」）を受給した方で、申請が必要な世帯に該当しない世帯

➡給付金は申請不要で3月26日（火）より順次前回支給した口座に振込み予定です。

（対象世帯には申請不要の通知書を送付します。）

*ただし、以下2点に該当する方は通知書に記載の期限までに届出を行ってください。

- 1.本給付金の登録口座以外の銀行口座への振込を希望する場合
- 2.本給付金の支給を希望しない場合

●申請が必要な世帯

物価高騰重点支援給付金（7万円または10万円）を受給した方で、
次の場合は申請が必要です。

- ①令和5年12月2日以降に生まれた新生児がいる場合
- ②住民票が別の世帯に居住する18歳以下の児童を扶養している場合



お問い合わせ先

岬町役場 しあわせ創造部 地域福祉課 地域福祉係
☎ 072-492-2700 （受付時間 平日9:00～17:30）